平成２５年（フ）第３８４４号
埼玉県越谷市新川町２―247、住民票上の住所東京都新宿区百人町４―８―９―1105
債務者　鈴木　艶子
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３８５６号
埼玉県三郷市早稲田７丁目９―１―404
債務者　小宮　利美
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３８５７号
埼玉県三郷市早稲田７丁目９―１―404
債務者　小宮　和美
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３８６０号
埼玉県川口市大字東本郷1729―７―203
債務者　石田　正和
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３８６４号
東京都江戸川区江戸川３丁目１―２―205
債務者　桂　　進
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３８６９号
東京都文京区千石３丁目27―10―201
債務者　松下由賀里
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３８７４号
東京都中央区新川２丁目27―４―1416
債務者　小澤理恵子
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３８７５号
東京都世田谷区北沢５丁目31―13―203
債務者　広瀬　絵理
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３８８５号
神奈川県横浜市緑区上山１丁目７―１―204
債務者　荒木　健志
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４６号
神奈川県大和市深見東３丁目６番19号　レインボーパレス103
債務者　坂巻美夕紀（旧姓高嶺）
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月12日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４４７号
神奈川県大和市深見東３丁目６番19号　レインボーパレス103
債務者　坂巻　トシ
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５４０号
神奈川県藤沢市片瀬５丁目16番12号　関根方
債務者　関根　悦子（旧姓梶谷）
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５９９号
神奈川県鎌倉市山崎562番地
債務者　羽根田嘉子
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月12日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６０１号
横浜市港南区下永谷５丁目11番２―206号
債務者　後藤　紘一
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２７号
愛知県岡崎市柱町字福部池２―１　パークハウス羽根Ｅ棟101号室、住民票上の住所静岡県浜松市南区白羽町2700番地の５　市営中田島団地Ｃ―25棟106号
債務者　水木　里馨
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月29日午前10時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係